（高齢者に関わる食育の推進）

高齢者には、オーラルフレイル等の咀嚼能力の低下や、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う摂取量の低下等の課題がある。特に、これらは個人差が大きく、高齢者の多くが何らかの疾患を有しているという特徴が挙げられることから、年齢だけでなく、個人の状態に応じた取組を推進することが重要である。

健康寿命の延伸に向けて、高齢者に対する食育の推進においては、個々の高齢者の特性に応じて生活の質（ＱＯＬ）の向上が図られるように食育を推進する必要がある。また、増大する在宅療養者に対する食事支援等、地域における栄養ケアサービスの需要増大に対応できるよう、管理栄養士の人材確保等に取り組む。

くわえて、高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流も含めた地域ぐるみの様々な取組が促進されるよう、優良事例の紹介等の情報提供を行う。

さらに、地域の共食の場等を活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援につなげる。

（歯科保健活動における食育推進）

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要である。このため、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）（歯・口腔の健康づくりプラン）を策定し、摂食・えん下等の口腔機能について、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえた、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを通じた食育を推進している。その指標として、12歳児でう蝕のない者の割合が90％以上の都道府県数、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合、さらには50歳以上における咀嚼良好者の割合等を設定している。

具体的には、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の推進等による良好な歯の保持に向けた取組だけでなく、生涯を通じて「よく噛んでおいしく食べる」ための口腔機能管理等の推進がより重要であることから、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」等の取組を推進してきている。その成果も見られ、現在では80歳で20本以上の歯を保つ高齢者は約６割に達している。乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた口腔機能の獲得・維持・向上に向けた「口腔健康管理」の取組等、地域における歯と口腔の健康づくりのための食育を、関連する分野とも連携しながら一層推進する。

（専門的知識を有する人材の養成・活用）

国民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするためには、食育に関し、食と文化や社会、環境との関係も含め、食を取り巻く状況の変化等の時代に即した専門知識を備えた管理栄養士、栄養士、調理師、専門調理師等の活躍が期待される。こうした専門職の養成を担う大学、短期大学、専門学校等の役割は重要であり、食材の価値を高めることや食材の生産と消費をつなぐことを含め、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう卒前、卒後教育に取り組む。

また、地域において、食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図る。

あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等、医学教育の充実を推進するとともに、適切な食事指導、ライフステージに応じた食育の推進等、歯学教育の充実を図る。

（貧困等の状況にある子供に対する食育の推進）

こども大綱に基づき、貧困の状況にある子供・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないようフードバンクやこども食堂等と連携し、朝食を含む子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。

また、多様かつ複合的な困難に直面している子供たちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある多様な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるなどの取組を通じて、支援を必要とする子供を早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、子供に対する地域の支援体制を強化する。

さらに、「こどもの未来応援国民運動」において、民間資金による基金の活用等を通じて、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行うこども食堂等を含むＮＰＯ等に対して支援等を行う。

くわえて、経済的に困難な家庭への食品等の提供や子供の居宅を訪問するなどして子供の状況把握・食事の提供等を行う、こども宅食等の取組に関する支援を実施する。

（地域における共食の推進）

高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等が増えるなど、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、地域において様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要である。

このため、食育推進等の観点から、地域における共食の意義や効果を発信するとともに、こども食堂や通いの場等、地域での様々な共食の場づくりの支援等を通じて、地域での共食を希望する人が安心して参加できる環境づくりを進めるため、国及び地方公共団体は必要な情報提供及び支援を行う。

（災害時等に備えた食育の推進）

近年、頻度を増す大規模災害等に備え、防災知識の普及は重要である。

国の物資支援による食品の提供や、地方公共団体、民間企業等における食品の備蓄に加え、家庭での取組も重要であり、普及啓発を推進する。

また、家庭においては、水、熱源、主食・主菜・副菜となる食品等を最低でも３日分、できれば１週間分程度備蓄する取組を推進する。主に災害時に使用する非常食のほか、ローリングストック（普段の食品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法）による日常の食品の備蓄を行い、各家庭に合った備えをするよう情報発信を行う。特に、災害時には、物流機能が停滞する可能性もあることから、高齢者をはじめ、食べる機能が弱くなった方、食物アレルギーを有する方等に配慮した食品を備えておくことが重要である。

くわえて、栄養バランスへの配慮や備蓄方法等、災害時の食の備えの重要性について、家庭のみならず、学校教育の現場、食品小売店等においても、必要な知識の普及啓発を推進する。

さらに、災害時等に食料の供給が不足する又はおそれのある場合に、消費者の不安による過度な買いだめや買い急ぎが発生することを防止することが必要である。そのため、消費者が特定の情報に依拠して極端な購買行動を行わないよう、過度な買いだめの防止の呼び掛けを積極的に行う。

地方公共団体は、被災者が災害発生時も健全な食生活を実践できるよう、家庭における食品の備蓄について普及啓発を行うほか、災害時の栄養・食生活支援に関して、その体制や要配慮者への支援体制等に関する地域防災計画への記載やマニュアルの整備等を通じ、関係者が共通の理解の下で取り組めるよう努める。

４．食育推進運動の展開

⑴　現状と今後の方向性

食育の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者や食育に新たな広がりをもたらす多方面の分野の関係者が主体的かつ多様に連携・協働して、多様な食育推進運動を国民的な広がりを持つ運動として全国的に展開していく必要がある。食育基本法の制定から約20年が経過し、「食育に関心を